

(案)

資料4

愛西市告示第 号

愛西市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定める。

令和5年3月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

## 愛西市告示第 号

愛西市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する  
要綱の一部を改正する要綱

愛西市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱（令和  
2年愛西市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「前条に規定する対象世帯の」を削り、同条を第2条とし、第4  
条を第3条とする。

第5条中「第3条」を「第2条」に改め、同条第1号を削り、第2号を第  
1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

愛西市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(簡素化の手続き)</p> <p><u>第2条</u> 世帯主から高額療養費支給申請書等の提出があった場合には、翌月以降の高額療養費支給申請書等の提出を省略することができる。</p> <p>(支給決定)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(簡素化の停止)</p> <p><u>第4条</u> <u>第2条</u>の規定によらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続きの簡素化を停止することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p>(簡素化の対象世帯)</p> <p><u>第2条</u> <u>高額療養費に係る療養のあった月の初日において、世帯主及び当該世帯に属する被保険者全員が70歳に達する日の翌日以後である世帯</u></p> <p>(簡素化の手続き)</p> <p><u>第3条</u> <u>前条に規定する対象世帯の世帯主から高額療養費支給申請書等の提出があった場合には、翌月以降の高額療養費支給申請書等の提出を省略することができる。</u></p> <p>(支給決定)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(簡素化の停止)</p> <p><u>第5条</u> <u>第3条</u>の規定によらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続きの簡素化を停止することができる。</p> <p>(1) <u>第2条に規定する要件を満たさなくなった場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>